

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年6月30日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岸本 志津
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【電話番号】	03(6756)4725
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	B N Yメロン・日本株式ファンド 市場リスク管理型
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成27年4月15日から平成27年10月14日まで) 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月14日付をもって提出し、平成27年4月15日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

3【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。

下線部_____が訂正部分を示します。

(1) ファンドのリスクおよび留意点

<訂正前>

(省 略)

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

(新 設)

<訂正後>

(省 略)

<法令・税制・会計制度等の変更の可能性>

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

<ボルカー・ルールの影響に関するお知らせ>

米国規制当局は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションおよびその関係会社（以下「B N Yメロン」ということがあります。）のような金融組織に対し、多数の制約を課すものの、様々な免除も認めている「ボルカー・ルール」を採択しました。

ボルカー・ルールは、投資信託の場合においては、ファンドの保有持分の大部分がB N Yメロンならびにその取締役および従業員以外の者に販売されること（規制当局は、ファンドの少なくとも85%がB N Yメロンと関係せず、その取締役や従業員でもない米国人以外の者によって保有されることを期待しています）を含む一定の基準を満たす「外国公募ファンド」について、適用を除外しています。このため、B N Yメロンは、シード・キャピタルを投資信託に提供している限りにおいて、2017年7月21日までに、外部の投資によって十分にファンド資産を増やすか、あるいは、シード・キャピタル投資が投資信託の15%よりも少なくなるようにその投資を減らす措置をとることとします。

仮にB N Yメロンがシード・キャピタル投資の全部または一部を引き上げることが必要となった場合には、換金のためポートフォリオ持分を売却することを伴うこととなります。このような売却は、以下のリスクを伴います。投資家は投資信託のより大きな割合を保有することとなることがあり、また、投資信託のポートフォリオの回転率を増加させ、これに伴い、ブローカーフィーおよび譲渡費用および経費を増加させ、税金負担を生じさせる可能性があります。